

開訓発 0118 第 1 号
開特発 0118 第 1 号
令和 6 年 1 月 18 日

各都道府県人材開発主管部(局)長 殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構求職者支援訓練部長 殿

公共職業訓練部長 殿

職業リハビリテーション部長 殿

厚生労働省人材開発統括官付

参事官（人材開発政策担当）付

訓練企画室長

特別支援室長

令和 6 年能登半島地震発生に伴う公共職業訓練の運用の取扱いについて

職業訓練の運用については、平成 24 年 3 月 30 日付け能発 0330 第 18 号「職業訓練の運用について」別添「職業訓練運用要領」（令和 5 年 3 月 10 日付け改正後のものをいい、以下「要領」という。）でお示ししていますが、今般の令和 6 年能登半島地震で被災した都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設において実施する普通課程の普通職業訓練等の取扱いについて、改めて、下記のとおり整理しましたので、その運用について遺漏なきようお願いいたします。

記

1 被災に伴う公共職業能力開発施設の間の変更等の取扱いについて

被災した公共職業能力開発施設の間の変更に係る取扱いについては、要領第 1 の 4 の（5）（短期課程の普通職業訓練については、要領第 2 の 5 の（4）、専門課程の高度職業訓練については、要領第 3 の 3 の（5））に基づき取り扱うこととなるが、要領に定める「職業訓練施設」とは職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 1 項に基づき設置された公共職業能力開発施設を指すものであり、その他の教育・研修施設は含まれないものであること。

また、要領に定める「訓練科の変更」とは、同一都道府県内の他の公共職業能力開発施設の他の訓練科へ変更することの他、他の都道府県の公共職業能力開発施設の他の訓練科へ変更することを含むが、変更前の訓練科と変更後の訓練科が同一の訓練系である必要があること。

なお、職業能力開発促進法施行規則別表第 2 又は別表第 6 に定めるところによる訓練

以外の訓練科については、変更前の訓練科と変更後の訓練科の職業訓練カリキュラムを参照し、変更後の公共職業能力開発施設の長が訓練の相当性（別表第2又は別表第6に定める訓練に当てはめた場合、変更前の訓練科と変更後の訓練科が同じ訓練系であると認められること等）の判断をすること。

変更後の公共職業能力開発施設で実施する職業訓練カリキュラムにおいて、訓練生が未習得の教科がある場合は、適宜補講を行う等、必要な技能・知識の習得に努めるとともに、必要な訓練時間を満たすこと。

なお、自動車整備士養成施設等の養成施設の認可を受けている公共職業能力開発施設においては、変更した場合における資格取得の可否を予め認定機関に確認すること。

2 被災に伴う訓練時間の取扱いについて

今般の地震で被災した公共職業能力開発施設において、補講や授業時間を延長するなどして職業訓練を実施しても、1年あたり1,400時間の確保が困難な場合、被災後の教科編成において定める訓練時間は、予め定める学科及び実技の訓練時間の合計が1年あたり1,400時間を超える場合であっても、1年あたり1,120時間（1,400時間の8割に相当する時間）以上であれば弾力的に取り扱って差し支えないものであること。

ただし、訓練生の修了の要件については、実際に訓練生の受けた訓練時間が1年あたり1,120時間（1,400時間の8割）を下回る場合は、必要な訓練時間数を補講等で補わない限り、修了としないこと。

(参考)

職業訓練運用要領（抄）

第1 普通課程の普通職業訓練の運用方針

4 編入等における訓練の実施方法

(5) 職業訓練施設の間の変更又は訓練科の変更を行った者に対する訓練の実施方法

イ 訓練生が受けている職業訓練において、職業訓練施設の間の変更又は訓練科の変更がある場合は、変更前に受けた訓練科の科目、訓練時間及び訓練期間については、変更後の職業訓練施設又は訓練科において受けたものとして取り扱うことができること。ただし、変更前に受けた科目が、変更後の科目に相当する内容である場合に限ること。

ロ 「変更後の科目に相当する内容」か否かは、その者の教科履修証明書等により判断すること。

6 修了

(1) 修了の要件

イ 試験の結果その他の評価により訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合に修了させること。

なお、所定の訓練以外に補講等を実施し、その結果、修了に値すると認められた場合にも、訓練を修了させて差し支えないこと。

ロ 訓練生が疾病その他やむを得ない事由により所定の訓練の一部を受けていない場合については、当該訓練生の受けた訓練時間(教科の科目を省略し、訓練時間を短縮した場合においては、その短縮した訓練時間を含む。)が、教科編成においてあらかじめ定めた学科及び実技の訓練時間のそれぞれ 80 パーセントに相当する時間(通信制訓練の場合にあつては、所定の添削指導を終了し、かつ、面接指導時間を含む訓練時間の 80 パーセントに相当する時間。)以上で、かつ、試験の結果、当該訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合、訓練を修了させて差し支えないこと。

ハ 養成施設等の指定を受けている職業訓練施設にあつては、イ及びロにかかわらず、修了の要件を当該指定の要件に適合するものとする。

第2 短期課程の普通職業訓練の運用方針

5 編入等における訓練の実施方法

(4) 職業訓練施設の間の変更又は訓練科の変更を行った者に対する訓練の実施方法

イ 訓練生が受けている職業訓練において、職業訓練施設の間の変更又は訓練科の変更がある場合は、変更前に受けた訓練科の科目、訓練時間及び訓練期間については、変更後の職業訓練施設又は訓練科において受けたものとして取り扱うことができること。ただし、

変更前に受けた科目が、変更後の科目に相当する内容である場合に限ること。

ロ 「変更後の科目に相当する内容」か否かは、その者の教科履修証明書等により判断すること。

第3 専門課程の高度職業訓練の運用方針

3 編入等における訓練の実施方法

(5) 職業訓練施設の間の変更又は訓練科の変更を行った者に対する訓練の実施方法

イ 訓練生が受けている職業訓練において、職業訓練施設の間の変更又は訓練科の変更がある場合は、変更前に受けた訓練科の科目、訓練時間及び訓練期間については、変更後の職業訓練施設又は訓練科において受けたものとして取り扱うことができること。ただし、変更前に受けた科目が、変更後の科目に相当する内容である場合に限ること。

ロ 「変更後の科目に相当する内容」か否かは、その者の教科履修証明書等により判断すること。

5 修了

(1) 修了の要件

イ 試験の結果その他の評価により訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合に修了させること。

なお、所定の訓練以外に補講等を実施し、その結果、修了に値すると認められた場合にも、訓練を修了させて差し支えないこと。

ロ 訓練生が疾病その他やむを得ない事由により所定の訓練の一部を受けていない場合については、当該訓練生の受けた訓練時間(教科の科目を省略し、訓練時間を短縮した場合においては、その短縮した訓練時間を含む。)が、教科編成においてあらかじめ定めた学科及び実技の訓練時間のそれぞれ 80 パーセントに相当する時間以上で、かつ、試験の結果、当該訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合、訓練を修了させて差し支えないこと。

ハ 養成施設等の指定を受けている職業訓練施設にあっては、イ及びロにかかわらず修了の要件を当該指定の要件に適合するものとする。